

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府羽曳野市郡戸50番地の1

氏名 株式会社コスモ

代表取締役 金森 敬司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 松井 一郎



許可の年月日 平成26年3月18日

許可の有効年月日 平成30年8月24日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類

- | | | |
|------------|-----------|----------|
| 1 燃え殻 | 7 紙くず | 13 ガラスくず |
| 2 汚泥 | 8 木くず | 14 鉱さい |
| 3 廃油 | 9 繊維くず | 15 がれき類 |
| 4 廃酸 | 10 動植物性残さ | 16 ばいじん |
| 5 廃アルカリ | 11 ゴムくず | |
| 6 廃プラスチック類 | 12 金属くず | |

石綿含有産業廃棄物を含む。

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

水銀含有ばいじん等を除く。

以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う

産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：羽曳野市郡戸58番2、81番5の一部

面積：822.2m²

保管上限：489.7m³

積み上げ高さ：2.9m

積替えできる産業廃棄物の種類：1の2, 3, 6, 7, 8, 9, 11, 12, 13, 15の10種類

1の6, 13, 15については石綿含有産業廃棄物を含む。1の2, 3, 7, 8, 9, 11, 12については石綿含有産業廃棄物を除く。

1の6, 12, 13については水銀使用製品産業廃棄物（廃ランプに限る。）を含む。1の2, 3, 7, 8, 9, 11, 15については水銀使用製品産業廃棄物を除く。

水銀含有ばいじん等を除く。

以下余白

3. 許可の条件

積替え保管を行う石綿含有産業廃棄物にあつては梱包されたものに限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年8月25日 当初許可

平成26年3月18日 許可更新

平成30年1月22日 書換交付

以下余白

5. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

